律の一部を改正する法律案 参照条文 目次 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法

〇空港法(昭和三十一年法律第八十号)(抄)
○海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)(抄)
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)(抄)
法
○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(抄)
○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)(抄)4
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)(抄)
○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)
○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)
38
及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)(抄)
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機
○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(抄)

## ○航空法 昭 和二十七年法律第二百三十一号)

登録(第三条—第九条) 総則(第一条·第二条)

第四章 航空従事者(第二十二条―第三十六条)航空機の安全性(第十条―第二十一条)

第五章 航空路、空港等及び航空保安施設(第三十七条 第五

十六条の

五.

第六章 航空機の運航(第五十七条―第九十九条)

第七章 航空運送事業等 (第百条—第百二十五条)

第九章 第八章 無人航空機 外国航空機 (第百三十二条―第百三十二条の三) (第百二十六条―第百三十一条の二)

第十章 (第百三十三条―第百三十七条の四)

附第十一章 罰則 (第百三十八条—第百六十二条)

第一 を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、 航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全 一条 この法律は、(この法律の目的) 国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、 航空の発達を図り、 もつて公共の福祉を増進することを目的とする。 方式及び手続に準拠して、 航空機の航行の安全及び

(定義)

第二条 この法律において「航空機」とは、 る機器をいう。 人が乗つて航空の用に供することができる飛行 機、 口 転翼航空機、 滑空機、 飛行船その他政令で定め

2 • 3

4 この法律において「空港」とは、 空港法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港をいう。

5 この法律において「航空保安施設」とは、 電波、 灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、 国土交通省令で定めるも

のをいう。

6 )の用に供するため設けられる空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)内の矩形部分をいう。 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向かつて行う航空機の離陸(離水を含む。以下同じ。 又は着陸 (着水を含む。 以下同じ。

22 ることができるもの(その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させ。この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であ るおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)をいう。

### (新規登録

第五条 登録を受けていない航空機の登録(以下「新規登録」という。)は、 六五四三二一つ 登録記号を定め、 これを航空機登録原簿に記載することによつて行う。 所有者の申請により航空機登録原簿に左に掲げる事項を記

且

- 航空機の型式
- 航空機の製造者
- 航空機の番号
- 登録の年月日所有者の氏名又は名称及び住所航空機の定置場

### (変更登録)

よるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。 有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第八条の規定に第七条 新規登録を受けた航空機(以下「登録航空機」という。)について第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所

### (移転登録)

第七条の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、 ばならない。 移転登録の申請をしなけ

### (まつ消登録)

三 登録航空機が第四条の規定により登録することができないものとなつたとき。
 一 登録航空機の存否が二箇月以上不明になつたとき。
 一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体(整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。)をしたとき。
第八条 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、まつ消登録の申請をしなければなら

## (登録記号の打刻)

3

第八条の三 国土交通大臣は、 ければならない。 飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、 遅滞なく、 当該航空機に登録記号を表示する打刻をしな

- 2 何人も、第一項の規定により打刻した登録記号の表示を毀損してはならない。前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、国土交通大臣の指定する期日に当該航空機を国土交通大臣に提示しなければならなど。
- 第十一条 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなけ ĥ ば、 航空の用に供してはならない。 但 Ļ 試験飛行等を行うため国土交通大臣 0
- 許可を受けた場合は、この限りでない。
- 2 第一項ただし書の規定は、 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機 前項の場合に準用する。 の用途又は運用限界の範囲内でなけれ ば、 航 空の用に供してはなら
- 第十三条の三 いて「型式証明等」という。)を受けた者に対し、同条第四項の基準に適合させるため、又は同項の基準に適合しなくなるおそれをなくするたる航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式証明又は承認(次項にお7十三条の三 国土交通大臣は、型式証明を受けた型式の航空機又は第十三条第一項若しくは前条第一項若しくは第三項の承認を受けた設計に係

3

## 2

めに必要な設計の変更を命ずることができる。

第十四条の二 国土交通大臣は、耐空証明の・(整備改造命令、耐空証明の効力の停止等) くなるおそれがあると認めるときは、 くするために必要な整備、 改造その他の措置をとるべきことを命ずることができる。 耐空証明のある航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しな 当該航空機の使用者に対し、同項の基準に適合させるため、 又は同項の基準に適合しなくなるおそれをな

理改造検査

第十六条 しなければ、これを航空の用に供してはならない。 を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造(次条の予備品証明を受けた予備品 )をする場合には、 その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、 これに合格

- 査員の検査を受け、これに合格したときは、 第十条の二第一項の滑空機であつて、 ひは、同項の規定にかかわらず、こ耐空証明のあるものの使用者は、 これを航空の用に供することができる。 当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、 耐空検
- 3 4

## 空機の整備又は改

第十九条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるも には、第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところ通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)又は改造をする場合 (第十六条第一項の修理又は改造をする場合を除く。) のの使用者 は、当該航空機について整備 (国土交

又は改造をした場合を除く。)には、 前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備又は改造をした場合(第十六条第一項の修理により、当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認するのでなければ、これを航空の用に供してはならない。 を航空の用に供してはならない。 当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ 、これ

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣 事業場ごとに認定を行う。 申請によ b, 次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、

航空機の整備及び整備後の検査の能力航空機の製造及び完成後の検査の能力航空機の設計及び設計後の検査の能力

航空機の整備又は改造の能力

七六五四三 装備品の修理又は改造の能力装備品の製造及び完成後の検査の能力装備品の設計及び設計後の検査の能力

るときも、同様とする。 について業務規程を定め、 1ついて業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとす前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場(以下「認定事業場」という。)ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項

3 5

における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場とき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場」、国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項若しくは第四項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反した における業務の全部若しくは 一部の停止を命じ、 又は当該認定を取り消すことができる。

## 航空従事者技能証明

国土交通大臣は 申請により、 航空業務を行おうとする者につい て、 航空従事者技能 証 明 以 下 「技能証 [明」という。) を行う。

### 業務範囲)

- 第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明(航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証 運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明)を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期 者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有する
- 2 れば、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。 技能証明につき第二十五条の限定をされた航空従事者は、その限定をされた種類、等級若しくは型式ものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。 等級若しくは型式の航空機又は業務の種類についてでなけ

### 3 (略)

(試験の実施)

第二十九条 (略)

2~5 (略)

)運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該指定に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は国土交通大臣は、第四項の指定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定を受けた者に対し、当該指定に係る業務 「該指定を取り消すことができる。 運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、

(技能証明の限定の変更)

第二十九条の二 (略)

前条の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。

## (航空身体検査証明)

第三十一条 じ。)は、申請により、 申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空身体検査証明を行なう。国土交通大臣又は指定航空身体検査医(申請により国土交通大臣が指定した国土交通省令で定める要件を備える医師をいう。以下同

### · 3 (略)

(航空英語能力証明)

された航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関す第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定を (以 下 「航空英語」という。)に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、

本邦内の 地点と本邦外の地点との 間 に お ける航行その 他 0 玉 土交通省令で定める航行を行つてはならない。

- 2
- 3 通大臣」とあるのは「若しくは国土交通大臣」と、「修了した者」とあるのは「修了した者又は国土交通大臣が申請により指定した第百二条第第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、航空英語能力証明について準用する。この場合において、第二十九条第四項中「又は国土交 項の本邦航空運送事業者により航空英語に関する知識及び能力を有すると判定された者」と読み替えるものとする。

- 第三十四条 用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行(以下「計器飛行等」という。)の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなけれ交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使<三十四条 定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土(計器飛行証明及び操縦教育証明)
- 計器飛行
- める距離又は時間を超えて行うものといる距離又は時間を超えて行うものという。 計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行 (以下「計器航法による飛行」という。) で国土交通省令で定
- かつ、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者(以下「操縦教員」という。)でなュー次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、機長としてその使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、三一計器飛行方式による飛行 ければ、操縦の教育を行つてはならない。

- 一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行うもの第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、次に掲げる操縦の練習のために行う操縦については、適用しない。(航空機の操縦練習)
- 2 前項各号の操縦の 練習の監督を行なう者 は、 当 該 練習 0 監督を国 土交通省令で定めるところにより行なわなければならな
- 3 4
- 5 第三十条及び第六十七条第 項 の規定 は、 第 項 第 号の許可を受けた者に準用する。

、計器飛行等の練習

## 第三十五条の二

2 前条第二項の規定は、 計器飛行等の練習の監督を行なう者について準用する

、空港等又は航空保安施設 の設置)

第三十八条 玉 土交通大臣以外の者は、 空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、 国土交通大臣の許可を受けなければな

第三十九条 国土交通大臣は、 ばならない。 前条第一項 の許可の 申請 があつたときは、 その 申請 が次の各号の いず れ にも適合しているかどうかを審査 しなけ

項に規定する基本方針(第四十七条第一項において単に「基本方針」という。)。第三号において同じ。)に適合するものであること。当該空港等又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準(空港にあつては、当該基準及び空港法第三条 が国土交通省令で定める基準(空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第

\_

五四 空港等にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に申請者が当該空港等又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。当該空港等又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第一項の保安上の基準に適合するものであること。当該空港等又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。 又はこれを確実に取得することができると認めら

2 空港等の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。国土交通大臣は、空港等の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、 公聴会を開き、 当該空港等の設置に関し利害関係を有する者に当該

(完成検査

れること。

第四十二条

4 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、2・3 (略) 前 項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、 当該施設を供用してはならない。

、空港等又は航空保安施設の変更

条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、とするとき(空港等の標点の位置を変更しようとするときを含む。)は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。第四十三条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更な を加え えよう

## (供用の休止又は廃

第四十四条 を休止し、又は廃止しようとするときは、 空港について第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者 国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ( 以 下 「空港の設置者」という。 は、 当該空港の供用

### 2 \ 4

5 第四十二条第二項から第四項までの規定は、 前項の供用の 再開の場合に準用する。

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。用を休止し、又は廃止しようとするときは、その七日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。第四十五条 非公共用飛行場について第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者又は航空保安施設の 設置者は、 当該施設

## (空港等又は航空保安施設の管理

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、 つて当該施設を管理しなければならない。 国土交通省令で定める保安上の基準 (空港にあつては、 当該基準及び基本方針)

について定期に検査をしなければならない。 国土交通大臣は、 前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、 政令で定めるところにより当該施設

## 空港保安管理規程

2

第四十七条の二 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、 れを変更しようとするときも、 同様とする。 国土交通省令で定めるところにより、 国土交通大臣に届け 出なけ ればならな

四号において同じ。)の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国て国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、 内容を定めたものでなければならない。 て国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第百四十八条第空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港(空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとし 国土交通省令で定めるところにより、

とができる 国土交通大臣は、 立交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合し空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項 ていないと認めるときは、 空港の設置者に対 į これを変更すべきことを命ずるこ

# 〈空港法第十四条に規定する協議会における協議の特例

第四十七条の三 同条に規定する事項のほか、 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第十四条に規定する協議会(次項において単に 空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。 「協議会」という。

2 見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、 空港法第十 兀 条第二項第二号中 「見込まれる者」とあるのは、

第四十八条 正当な理由がないのに第四十一条第一項の規定により工事を完成しなければならない期日(同条第二項の規定により期日を変更したときは、の期間内に空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。 一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を第四十七条第一項の保安上の基準に従つて管理すべきことを命じ、そ 土交通大臣が空港等の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第しくは一部の供用の停止を命ずることができる。ただし、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国四十八条(国土交通大臣は、次に掲げる場合には、空港等若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、空港等の全部若

- その期日)までに工事を完成しないとき。
- 2合していないと認めるとき。 第四十二条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。 )の検査の結果、 当該施設が申請書に記載した設置又は変更の計 画に
- た計画に適合していないと認めるとき。 第四十四条第五項又は第四十五条第二項において準用する第四十二条第一項の検査の結 果、 当該施設がこれらの申請に係る申請書に記載し

六 五 四 空港等の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。空港等又は航空保安施設の管理が第四十七条第一項の保安上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

許可に付した条件に違反したとき。

### (件の制限等)

造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはなられた進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建第四十九条 何人も、空港について第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示さ 又は留置するもの及び供用開始の予定期目前に除去される物件については、この限りでない。なだし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で空港の設置者の承認を受けて設置し

(航空障害灯)

第五十一条 (略)

6 国土交通大臣は、 いと認めるときは、 その者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。第一項又は第二項の規定により航空障害灯を設置した者の当該航空障害灯の管理の方法が前項の国土 交通省令に従つて

## (昼間障害標

第五十一条の二

2

前条第四項から第六項までの規定は 昼間障害標識につい

第五十三条 何人も、滑走路、誘導路その他国土交通省令で定める空港等の 重要な設備又は航空保安施設を損傷 Ĺ その他これらの機能を損なう

2 何人も、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、おそれのある行為をしてはならない。 ならない。 その他航空の危険を生じさせるおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行つては

3 何人も、みだりに着陸帯、 誘導路、 エプロン又は格納庫に立ち入つてはならない。

第五十四条 らない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4十四条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、(航空保安施設の使用料金) あらかじめ、 国土交通大臣に届け出なければな

用料金を変更すべきことを命ずることができる。 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 当該航空保安施設の設置者に対し、 期限を定めてその

特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、 利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものである

第五十五条の二 国土交通大臣は、その设置する聖書こう、及び第五号の基準に従つてこれをしなければならない。及び第五号の基準に従つてこれをしなければならない。スカ十五条の二 国土交通大臣は、空港等又は航空保安施設を設置し、 又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、

第二項中「空港の設置者」とあるのは、「空港の設置者又は国土交通大臣」とする。 国土交通大臣は、その設置する空港について、第四十七条の二第一項の空港保安管理規程を定めなければならない。この場合において、 同条

3

用に供せられており、かつ、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しし、第三十九条第二項については、国土交通大臣が空港等を設置する場合において、当該空港等の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の条第二項、第四項及び第五項の規定は、国土交通大臣が空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。ただ 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九条、第五十条並びに第五十一

上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の第五十六条の三 何人も、第五十六条第一項に規定する空港について前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後においては、その告 は留置してはならない。

2 •

(国籍等の表示)

供してはならない。但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。第五十七条(航空機には、国土交通省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなけ れば、 これを航 空の用に

(航空日誌)

- 2 航空機の使用者は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合には、第五十八条 航空機の使用者は、航空日誌を備えなければならない。 遅滞なく航空日誌に国土交通省令で定める事項
- 3 前二項の規定は、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合には、適用しを記載しなければならない。 ない。

(航空機に備え付ける書類)

- 但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、第五十九条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)には、 この限りでない。 左に掲げる書類を備え付けなけ れば、 これを航空の用に供してはならな
- 三 航空日誌 二 航空日誌 書 航空機登録証明書
- その他国土交通省令で定める航空の安全のために必要な書類

.航空機の航行の安全を確保するための装置)

第六十条 国土交通省令で定める航空機には、国土交通省令で定めるところにより航空機の姿勢、 線電話その他の航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しなければ、 臣の許可を受けた場合は、この限りでない。 これを航空の用に供してはならない。 高度、 位置又は針路を測定するための装置、 ただし、 国土交通大

. 航空機 0 運航の状況を記録するための装置

2 第六十一条 国土交通省令で定める航空機には、国土交通省令で定めるところにより、飛行記録装置その他の航空機の運航の状況を記録するため の装置を装備し、及び作動させなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。 前項の航空機の使用者は、国土交通省令で定めるところにより同項の装置による記録を保存しなければならない。

### (救急用具)

第六十二条 国土交通省令で定める航空機には、落下さん、救命胴衣、非常信号灯その他の国土交通省令で定める救急用具を装備しなければ、こ れを航空の用に供してはならない。

### (航空機の燃料)

第六十三条 航空機は、 料を携行しなければ、 これを出発させてはならない。 航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行方式により飛行しようとする場合においては、 国土交通省令で定める量の燃

### (航空機の灯火)

第六十四条 航空機は、夜間 五十二年法律第六十二号)の定めるところによる。 には、国土交通省令で定めるところによりこれを灯火で表示しなければならない。 (日没から日出までの間をいう。以下同じ。)において航行し、 ただし、 水上にある場合については、 又は夜間において使用される空港等に停留する場合 海上衝突予防法 (昭和

# (航空機に乗り組ませなければならない者)

第六十五条 2 

									_
兀	Z	Ξ	'n	<i>Y</i> h	_	_	次の		
旅客の運送の用に供	るもの	旅客の運送の用に供	り飛行するもの	めに二人を要する航空機	特定の方法又は方式によ	構造上、その操縦の	の各号の一に該当する航空機	航	
に供する航空機で飛行時間		に供する航空機で計器飛行方式		H機であつて当該特定の方法	パにより飛行する場合に	ために二人を要する航	航空機	空	
間が五時間を超える		行方式により飛行す		の方法又は方式によ	に限りその操縦のた	<sup>加</sup> 空機		機	
							航空機の操縦		-
								業	
								務	

)だけで	構造上、	もの
は発	操縦者	
動機及び機体の容	(航空機の操縦	
体の完全な取扱い	縦に従事する者、	
扱いができない	る者をいる	
い航空機	ノ。以下同	
操作	じ。航	
Fを除く。)	空機に乗り	
	^組んで行う	
	その発動!	
	の動機及び機体の取扱	
	体の取扱い	
	(操縦装置の	

とができる航空従事者を乗り組ませなければならない。 次の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前条の航空従事者のほか、 第二十八条の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うこ

するものを除く。)	置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出のための装置を装備	の並びに慣性航法装置その他の国土交通省令で定める航空機の位	行中常時地上物標又は航空保安施設を利用できると認められるも	飛	く。)を装備して航行する航空機	第六十条の規定により無線設備(受信のみを目的とするものを除  -	航 空 機
				航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出		上欄に掲げる無線設備の操作	業

2 生ずることとならない場合は、同項に規定する航空従事者を乗り組ませなくてもよい。
「市項の規定にカカオらす」に項目表の業務の構に挑けるそれぞれの業務を他の船空役事者の業務を行う者が行じると すりその業務に支障を

## (航空従事者の携帯する書類)

2 航空従事者は、航空機に乗り組んでその航空業務を行う場合には、技能証明書の外、航空身体検査証明書を携帯しなけ、第六十七条 航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。 ればならない。

第六十八条 航空簿 (乗務割の基準) 航空機に乗り組ませて航空業務に従事させてはならない。 航空運送事業を経営する者は、国土交通省令で定める基準に従つて作成する乗務割によるのでなければ、 航空従事者をその使用する

## (最近の飛行経験)

第六十九条 二項の操縦の教育を行つてはならない。 内における一定の飛行経験がないときは、 る一定の飛行経験がないときは、航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事し、航空機乗組員(航空機に乗り組んで航空業務を行なう者をいう。以下同じ。)は、 又は計器飛行、夜間の飛行若しくは第三十四条第国土交通省令で定めるところにより、一定の期間

## (特定操縦技能の審査等)

必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第百三十四条において同じ。)の審査を受要であるもの(以下この条において「特定操縦技能」という。)を有するかどうかについて、操縦技能審査員(特定操縦技能の審査を行うのに光十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必 け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合 において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

航空機に乗り組んで行うその操縦

第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習 0 監督

2 •

改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、「国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審 定による認定を取り消すことができる。 し、第一項の審査の業務の運営の 又はその同項の 規

第七十一条の四

2 第三十五条第二項の規定は、 前 項 (の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

3

(航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件)

ることについて国土交通大臣の認定を受けた者でなければ、機長として乗り組んではならない。第七十二条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機には、航空機の機長として必要な国土交通省令で定める知識及び 能力を有

2 5 10

めて当該認定若しくは審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその第五項の規定による指定を取り消すことができる。空運送事業者に対し、第五項の認定若しくは第六項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定 国土交通大臣は、指定本邦航空運送事業者が第六項若しくは第九項の規定又は前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定本邦航

第七十三条の四

ものをしたときは、その者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることがであるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として国土交通省令で定めるする行為、航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為その他の行為であつて、当該航空機の安全の保持、当該航空機内に、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為、便所において喫煙

### (報告の義務)

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。 ただし、機長が報告することができないときは、 当該航空機の使用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突又は火災
- 二 航空機による人の死傷又は物件の損
- 五四三 航空機内にある者の死亡(国土交通省令で定めるものを除く。)又は行方不明

他の航空機との接触

その他国土交通省令で定める航空機に関する事故

2 •

2 • 第七十八条

4 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、3 (略) 運航管理者技能検定に準用する。

5 (略)

第八十三条の二 航空機は、(特別な方式による航行) 令で定める特別な方式による航行を行つてはならない。 国土交通大臣の許可を受けなければ、 他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の国土交通省

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、(爆発物等の輸送禁止) 航空機で輸送してはならない。 又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは

2 何人も、 前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

第八十七条 (略) (無操縦者航空機)

2 行の方法を限定することができる。 国土交通大臣は、前項の許可を行う場合において他 一の航空機に及ぼす危険を予防するため必要があると認めるときは、 当該航空機について飛

物件の曳航

第八十八条 航空機による物件の曳航は、 国土交通省令で定める安全上の基準に従つて行わなけれ ばならない。

### (物件の投下)

第八十九条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、 合であつて国土交通大臣に届け出たときは、 この限りでない。 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、 又は損傷を及ぼすおそれのない

### (落下さん降下)

第九十条 国土交通大臣の許可を受けた者でなければ、 航空機から落下さんで降下してはならない。

## (航空交通の指示)

## 第九十六条

2 )は、その業務に関し、 第二条第十三項の国土交通大臣が指定する空港等の業務に従事する者(国土交通省令で定める空港等の工事に関する業務に従事する者を含む、 国土交通大臣が当該空港等における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

### 3 6

第百条 航空運送事業を経営しようとする者は、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

### 2 { 4

## (運航管理施設等の検査

第百二条 第百条第一項の許可を受けた者(以下「本邦航空運送事業者」という。)は、当該許可に係る事業の用に供する航空機の運航管理の施 ならない。 設、航空機の整備の施設その他の国土交通省令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設(以下「運航管理施設等」という。)に ついて国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、 運航管理施設等について国土交通省令で定める重要な変更をしたときも同様である。 又は整備しては

## (安全管理規程等)

2

第百三条の二 本邦航空運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。 必要な内容を定めたものでなければならない。 管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、 安全管理規程は、 輸送の安全を確保するために本邦航空運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、 国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、 国土交通省令で定めるところにより ) は、 同様とする。

- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三

- 3 国土交通大臣は、 安全管理規程が前 項の規定に適合しないと認めるときは、 当該本邦航空運送事業者に対し、 これを変更すべきことを命ずる
- ことができる。
- 5 大臣に届け出なければならない。 本邦航空運送事業者は、本邦航空運送事業者は、 安全統括管理者を選任し、又は解任したとき安全統括管理者を選任しなければならない。 又は解任したときは、 国土交通省令で定めるところにより、 遅滞なく、

### 6

7 に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、本邦航空運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保

## (運航規程及び整備規程の認可

第百四条 本邦航空運送事業者は、 臣の認可を受けなければならない。その変更(次に掲げるものを除く。)をしようとするときも、同様とする。不可四条(本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、 国土交通大

- 航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通省令で定める変更 (次号に掲げるものを除く。
- 国土交通省令で定める軽微な変更

### 2

3

本邦航空運送事業者は、 第一 項第一号に掲げる変更をするときは、 あらかじめ、 その旨を国土交通大臣に届け出なけ ればならない。

### 4

### (運賃及び料金)

- 第百五条 かじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。百五条本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物(国際航空運送事業に係る郵便物を除く。第三項において同じ。 0) 運賃及び料金を定め、
- 2 運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。 国土交通大臣は、 前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 当該本邦航空運送事業者に対し、 期限を定めてその
- 特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、 旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであると

- 他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。
- 3 国際航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る旅客及び貨物の運賃及び料金を定 国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 4 (略

## (道送糸書の話百)

2

第百六条 本邦航空運送事業者は、 運送約款を定め、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 これを変更しようとするときも同様である。

### (運航計画等

臣に届け出なければならない。

第百七条の二 国内定期航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、 国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。 以下同じ。)を定め、あらかじめ、 運航計画 国土交通大臣に届け出なければならない。 (路線ごとの使用空港等、 運航 口 数、 発着日時その他

- 2 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、 . あらかじめ、その旨を国土交通大
- 4 3 土交通省令で定める場合にあつて (を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前) までに、 第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前 前項の本邦航空運送事業者は、路線の廃止に係る運航計画の変更をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、 は、 その二月前) までに、 その旨を国土交通大臣に届け出なけ その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 れば (利用者の利便を阻害しないと認められる国 ならない。 その六月前

## (混雑空港に係る特例)

第百七条の三 混雑空港 しようとする本邦航空運送事業者は、 陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する空港をいう。以下同じ。)を使用して国内定期航空運送事業を経営 (当該空港の使用状況に照らして、 混雑空港ごとに、 当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければな 航空機の運航の安全を確保するため、 当該空港における一日又は一定時間当たりの離

### 2~5 (略)

6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、 第二項の運航計画を変更しようとするときは、 国土交通大臣の認可を受けなければならな

### 7 (略)

を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、 第六項の本邦航空運送事業者は、 当該混雑空港を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、 その二月前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 その六月前 (利用者の利便

### 9~11 (略)

## (事業計画等の遵守)

第百八条 (略)

に従い業務を行うべきことを命ずることができる。 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、 当該本邦航空運送事業者に対し、 事業計画及び運航計

(事業計画の変更)

第百九条 本邦航空運送事業者は、事業計画の変更(第三項及び第四項に規定するものを除く。)をしようとするときは、 受けなければならない。 国土交通大臣の認可を

2

4

3 本邦航空運送事業者は、 国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 らない。 第百十一条 本邦航空運送事業者は、

前条各号の協定を締結し、

又はその内容を変更しようとするときは、

(協定の認可)

(協定の変更命令及び認可の取消し)

航空運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。第百十一条の二(国土交通大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、 その本邦

(事業改善の命令)

第百十二条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認め るときは、当該本邦航空運送事業者に対し、 次に掲げる事項を命ずることができる。

安全管理規程又は運航規程若しくは整備規程を変更すること。

(国際航空運送事業に係るものに限る。) 又は運送約款を変更すること。

航空機又は運航管理施設等を改善すること。

五 第一号、第二号及び前号に掲げるもののほ四 航空機又は運航管理施設等を改善すること三 運賃若しくは料金(国際航空運送事業に係二 安全管理規程又は運航規程若しくは整備規一 事業計画又は運航計画を変更すること。 第二号及び前号に掲げるもののほか、 輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずること。

国土交通大臣の認可を受けなければな

六 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(名義の利用、事業の貸渡し等)

2 本邦航空運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、航空運送事第百十三条 本邦航空運送事業者は、その名義を他人に航空運送事業のため利用させてはならない。

航空運送事業を他人にその名において経営させてはなら

第百十三条の二 本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託については、(業務の管理の受委託) 許可を受けなければならない。 国土交通大臣

2

3 受託した運航又は整備に関する業務の管理について改善のため必要な措置をとるべきことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し

(事業の停止及び許可の取消し)

第百十九条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは 部の停止を命じ、又は第百条第一項の許可を取り消すことができる。

この法律、この法律に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

正当な理由がないのにこの章の規定により許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

(航空機使用事業)

第百二十三条 航空機使用事業を経営しようとする者は、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第百二十四条 )及び第百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、第百十四条から第百十六条まで(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第四号の準用に係るものを除く。7百二十四条 第百二条、第百三条、第百八条、第百九条、第百十条、第百十三条、第百十三条、第百二条、第百八条、第百八条、第百九条、第百十三条、第百十三条、第百二条、第百八条、第百八条、第百十三条、第三十三条、第五十三条、第五十二条、第五十二条 及び第百十二条第一号中 「事業計画又は運航計画」とあるのは、 「事業計画」と読み替えるものとする。

第百二十六条 (略) (外国航空機の航行)

2 機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。) 締約国の国籍を有する航空機であつて外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空 は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 5

この限りでない。

(軍需品輸送の禁止)

第百二十八条 外国の国籍を有する航空機は、 定める軍需品を輸送してはならない。 国土交通大臣の許可を受けなければ、 第百二十六条第一項各号に掲げる航行により国土交通省令で

第百二十九条 第百条第一項の規定にかかわらず、(外国人国際航空運送事業) 運送する事業を経営することができる。 じ、有償で第百二十六条第一項各号に掲げる航行(これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。)により旅客又は貨物を百二十九条(第百条第一項の規定にかかわらず、第百一条第一項第五号イ又はホに掲げる者は、国土交通大臣の許可を受けて、他人の需要に応

2 •

(運賃及び料金の認可)

第百二十九条の二 外国人国際航空運送事業者は、旅客及び貨物 ならない。これを変更しようとするときも同様である。 (郵便物を除く。) の運賃及び料金を定め、 国土交通大臣の認可を受けなければ

(事業計画

第百二十九条の三 (略)

2 定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。 外国人国際航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 ただし、 国土交通省令で

3

画等の変更命令)

第百二十九条 の四 |土交通大臣 は 必 要があると認めるときは、 外 国 人国 ]際航 空運送事業者に対 Ų 左の各号に掲げる事項を命ずることができ

- 事業計画を変更すること。
- 運賃又は料金を変更すること。

## 業の停止及び許可の取

第百二十九条の五 は許可を取り消すことができる。 国土交通大臣は、 左の各号の一に該当する場合には、 外国人国際航空運送事業者に対し、 期間を定めて事業の停止を命じ、 又

二 外国人国際航空運送事業者の株式若しくは持分の実質的な所有又は外国人国際航空運送事業者の営む航空運送事業の実質的な支配:一 外国人国際航空運送事業者が法令、法令に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。 外国人国際航空運送事業者が国籍を有する国又はその国民に属しなくなつたとき。 当 該

三 日本国と外国人国際航空運送事業者が国籍を有する外国との間に航空に関する協定がある場合において、 当該外国若しくは当該外国 国

際

前三号に掲げる場合の外、公共の利益のため必要があるとき。空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失つたとき。

## (外国人国内航空運送の禁止)

を受けた場合は、この限りでない。 運送の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、国土交通大臣の許可第百三十条 第百二十七条但書の許可に係る航空機、外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該

## (本邦内で発着する旅客等の運送)

第二号の航行(これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。)により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合号の航行(これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。)により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第百三十条の二(外国の国籍を有する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。)は、第百二十六条第一項第一 .は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第五十九条、第六十五条から育ったという、それでは、第二十八条第一項若しくは第二が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、第十一条第一項若しくは第二国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該締約国を含む。)第百三十一条。次に掲げる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物並びに航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国(当該外第百三十一条。次に掲げる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物並びに航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国(当該外

みなす。 証明、同条第二項の航空身体検査証明書、第三十三条第一項の規定による航空英語能力証明又は第三十四条第一項の規定による計器飛行証明と 空証明、同条第七項の耐空証明書、第二十二条の規定による技能証明、第二十三条の技能証明書、第三十一条第一項の規定による航空身体検査三条又は第百五十条の規定の適用については、国土交通省令で定めるところにより、第六条の航空機登録証明書、第十条第一項の規定による耐

- 第百二十六条第一項各号に掲げる航行を行う同 「項及び同条第二項の航空
- 第百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて政令で定めるもの
- $\equiv$ 外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機
- 前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機

## 無人航

禁止空域

第百三十二条 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。沼百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行による三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行による ただし、国土交通大臣がその飛行により 航

(飛行の方法

第百三十二条の二 人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させるろにより、あらかじめ、第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の沿百三十二条の二(無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるとこ ことができる。

- 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整つていることを確認した後におアルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。 て飛行させること。
- める方法により飛行させること。 航空機又は他の無人航空機との衝突を予 防するため、 無人 航 空機をその周囲 の状況に応じ地上に降下させることその他 の国土交通省令で定
- 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、 その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。
- 日出から日没までの間において飛行させること。
- 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 八七六五四 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。 縁日、 展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

定めるものを輸送しないこと。 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その 他 人に危害を与え、 又は 他  $\mathcal{O}$ 物件を損傷するおそれ がある物件で国 [土交通省令で

地上又は水上の人又は物件に危害を与え、 物件を投下しないこと。 又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、 当該無人航空機

者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行に第百三十二条の三 第百三十二条及び前条(第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める(捜索、救助等のための特例) ついては、 適用しない。

## 収及び立入検査

第百三十四条 代理店業に関し報告を求めることができる。くは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、 くは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若し、百三十四条(国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、

国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者

指定航空身体検査医

空港等又は航空保安施設の 設置者

航空従事者

十九八七六五四三

ち入つて、 等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機では、これを提示しなければならない。
国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港・航空運送代理店業を経営する者
無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者 第二項の権限は、前項の場合には、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に

、飛行に影響を及ぼすおそれのある行為

3

第百三十 だし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるものをしてはならない。た7百三十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に 時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

- 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(物件の設置及び植栽を除く。)で国土交通省令で定めるもの )で国土交通省令で定めるもの
- 3 として国土交通省令で定めるものをしてはならない。

料を納めなければならない。 つて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号) は、実費を勘案して政令で定める額の手数第二条第一項に規定する独立行政法人であ

航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

を申請す

明を申請する者

でする者

第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する。 航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許

可書の

再

交付を申請する者

第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者 十四条第四項 (第四 [十五条第二項において準用する場合を含む。) の検査を受けようとする者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者二十 空港等について第四十七条第二項の検査を受ける者十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四 十四四 条第四 項 の検査を受けようとする者

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超第百四十三条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(耐空証明を受けない航空機の使用等の罪) えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

第十九条第二項の規定に違反して、同項の確認をせず、 かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第百四十四条 航空機の使用者が、第五十(無表示等の罪) 七条の規定による表示をせず、 又は虚偽の表示をして、 航空機を航空の用に供したときは、 年以下の

第十四条の二第一項の規定による命令に違反したとき。第百四十五条 航空機の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以一(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪) 下 の罰金に処する。

六五四三二一

第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させないで、蛇第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けないで、航空機を航空の用に供したとき。第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。 航空機を航

空の用に供したとき。

十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者も九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させないで、航空機を出発させたとき。七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存・ しなかつたとき

航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。

同条の特別な方式による航行を行つたとき。

第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

第百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。第百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。

## (認定事業場の業務に関する罪)

一 第二十条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた業務規程によらないで、同条第一項の認定に係る業第百四十五条の二 第二十条第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。 同条第一項の認定に係る業務を行つたとき。

第二十条第六項の規定による命令に違反したとき。

一 第十三条の三第一項の規定による命令に違反した者第百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。(設計の変更命令に違反する等の罪)

第七十一条の三第四項又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者第二十九条第六項(第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。

三 第四十八条の規定による空港等の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者二 第四十三条第一項の規定に違反して、空港等に特に重要な変更を加えた者一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで空港等を設置した者第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。(空港等又は航空保安施設の設置等の罪)

2 第四十三条第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。第百四十七条 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航空保安施設を設置した者は、百万円以下の 罰金に処する。

第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

含む。)の規定に違反して、 第四十二条第四項(第四十三条第二項及び第四十四条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。 空港等又は航空保安施設の供用を開始した者 において準用する場合を

- 四 三 第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程(同条第二項第四十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで非公共用飛行場又は航空保安施設の供用を休止、第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで空港の供用を休止し、又は廃止した者 Ļ 又は廃止 した
- によらないで、 空港の管理を行つた者 (同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。
- Ŧ. |四十七条の二第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、航空保安施設の使用料金を収受したとき。 一 第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、航空保安施設の使用料金を収受したとき。第百四十八条の二 航空保安施設の設置者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五(技能証明書を携帯しない等の罪) 十万円以下 -の 罰 金に処 つする。

- 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者
- ー ー の の 三 二

- の 五 四 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行つた者第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損した者 0) 規定に違
- 又は計器飛行等の練習の監督を行つた者 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一 項 の規定に違反して、 建 造 物 植 物そ
- 三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、二の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者 の他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者 これらの機能を損なうおそれのある行為をした者
- 土交通省令で定める行為をした者
- 四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入つた者三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土 技能 証 明 書、 航 空身体検査証
- 航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行つた者
- 六五五五五 のの第四三二第 三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行つた者第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行つた者
- 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

の規定に違反して、

航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

- 28 -

反して、

操 縦

0)

十九八七 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかつた者第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

第百三十四条の三第一項の規定に違反して、 航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

一(第百条第一項又は第百二十三条第一項の規定による許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第百五十五条(次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第百三十条の規定に違反して、同条の航空機を運送の用に供した者第百二十九条第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者第百十三条第二項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において経営させた者第百十三条第一項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させた者

六五四三二一

第百三十条の二の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第百五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のい ずれかに該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の

罰金に処し、又はこれを併科する。

設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備したとき。第百二条第一項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けないで、 又はこれに合格しないで当該運航管理施

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第百十三条の二第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円一 第百十九条(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。一 第百十二条の規定による命令(輸送の安全に関してされたものに限る。)に違反したとき。

一 第百三条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程(同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によ第百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

五 第百四条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備上四 第百三条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 又は第百十一条の二の規定による命令に違反したとき(前条第一項第二号に該当する場合を除く。)。 スは第百十一条の二の規定による命令に違反したとき(前条第一項第二号に該当する場合を除く。)。 らないで、事業を行つたとき。

五の二 第百四条第三項の規定による届出をし たとき。 ないで、 又は 届出をした運航規程若しくは整備規程によらないで、 航空機を運航し、 又は整備

七六 第百五条第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。 第百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、 運賃又は料金を収受したとき

十十九八一 第百六条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。第百五条第三項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

第百七条の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。

第百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、運航計画を変更したとき。

十二 第百七条の二第四項又は第百七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、 国内定期航空運送事業を廃止

十三 第百七条の三第六項の規定による認可を受けないで、運航計画を変更したとき。第百七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑空港を使用して運航を行つたとき。

第百十三条の二第一項の許可を受けた受託者が、同条第三項の規定による命令に違反したときは、百万円以下の罰金に処する。-七 第百十一条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。-六 第百九条第三項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。-五 第百九条第一項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第百五十七条の二の規定による事業の停止第百五十七条の二の規定による事業の停止 の命令に違反したときは、 一年以下の懲役若しくは

運賃又は料金を収受したとき。

(無人航空機の飛行等に関する罪

は、一年以下の懲役又は三十万円以下第百五十七条の四 第百三十二条の二第 懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第百三十二条の二第一号の規定に違反して、 道路、 公園、 広場その他の 公共の場所の上空にお て無人航空機を飛行させた者

第百五十七条の五 第百三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百三十二条の二第二号、 第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、 無人航空機を飛行させた者

五四三 第百三十二条の二第十号の規定に違反して、第百三十二条の二第九号の規定に違反して、第百三十二条の二第四号の規定に違反して、 無人航空機から物件を投下した者無人航空機により同号の物件を輸送した者道路、公園、広場その他の公共の場所の上 空に お 1 て無人航空機を飛行させた者

第百五十七条の六 るものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。
「百五十七条の六」第百三十四条の三第三項の規定に違反して、 無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定め

第百五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。(立入検査の拒否等の罪)

- 第百三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者第四十七条第二項又は第百三十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、 又は忌避し
- 第百三十四条第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

### (両罰規定)

一一第百五十六条第一項(第二号に係る部分に限る。) 一億円以下の罰金刑 その人に対して各本条の罰金刑を科する。第百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げ

第百五十七条から第百五十七条の三まで及び第百五十七条の五から前条まで、各本条の罰金刑第百四十三条、第百四十四条から第百四十八条の二まで、第百五十条、第百五十五条、第百五十六条 第一 項第二号に係る部分を除く。)、

二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者第百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 第百三十四条の三第二項の規定による通報をせず、 又は虚偽の通報をした者

重 要施 設 の周 辺地域の上空における小型無人機等の飛 行 0 禁止 に関 する法律 (平成二十八年法律第九号)

における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、第一条(この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設及び原子力事業所の周 係及び我が国を防衛するための基盤の維持並び に公共の安全の 確保に資することを目的とする。 辺 良好な国際関 地域の上 空

### 定

第二条 この法律において「対象施設」とは、 げる施設を いう。

国の重要な施設等として次に掲げる施設

う。ハ及びニにおいて同じ。)であって東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの関をいう。)の庁舎(国家機関がその事務を処理するために使用する建築物(専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。)をい他国会に置かれる機関(国会に置かれる機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第百五号)第一条第二項に規定する国会に置かれる機の国会議事堂、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その

内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ものをいう。以下同じ。)の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下このハにおいて同じ。)に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定める「ロに掲げるもののほか、対象危機管理行政機関(危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊 令で定めるもの

第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設第四条第一項の規定により対象政党事務所として指定された施見是居及び御所であって東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの最高裁判所の庁舎であって東京都千代田区隼町に所在するもの

第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設

四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう。第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により対象原子力事業所として指定された施設 第七条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設 第六条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

きるものをいう。 人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることがでこの法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上

家公安委員会規則で定めるものに限る。)をいう。 することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして国この法律において「特定航空用機器」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供

5 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、 次に掲げる行為をい う。

型無人機を飛行させること。

空用機器を用いて人が飛行すること。

所 有 又は管理に属する対象施設 の敷地等  $\mathcal{O}$ 

をいう。以下同じ。)又は区域を指定しなければならない。三条(次の各号に掲げる者は、当該各号に定める対象施設の 敷 地 <u>\_</u>の 建 築物又は用途上不可分の関係に ある二以 £ の 建 築物 ある一 寸  $\pm$ 

- する部分に限る。) 衆議院議長及び参議院議長 その所管に属する前条第一項 第一号イに掲げる対象施設 0 敷 地 **国** 会 議 事 堂 0) 敷地 にあっては、 その 所管に属
- 対象危機管理行政機関の長 前条第一内閣総理大臣 前条第一項第一号ロに 前条第一 項第一号ハに掲げる対象施設の敷!掲げる対象施設の敷地及び同号ホ 地に 掲げる対 象施 設 0 区 域 般 0 利 用に供される区域を除く。

- 十八号)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。)を含む場合にあっては、警察庁長官及び海上保安庁長官。第十条第三項を除き、以対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官(当該対象施設周辺地域が海域(海上保安庁法(昭和二十三年法律第二の周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係るの周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。 前項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びそ四 最高裁判所長官 前条第一項第一号ニに掲げる対象施設の敷地
- 第一項各号に掲げる者は、同項各号に下同じ。)と協議しなければならない。 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなくなったときは、直ちに当該対象危機管理伝びに当該対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。第一項各号に掲げる者は、同項各号に定める対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、 その旨
- 5 行 政 機関
- 6 ときは、その旨を官報で告示しなけ 」きは、その旨を官報で告示しなければならない。 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周、に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。 辺 地 域の 指定 を解 除 た

象 政党事務所の指 定等)

があったときは、その主たる事務所を対象政党事務所として指定するものとする。この場合において、総務大臣は、併せて当該対象政党事務所五項において準用する場合を含む。)の規定により政党である旨を総務大臣に届け出たものに限る。第五項及び第六項において同じ。)の要請犯四条 総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党(政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項(同条第 敷地を指定するものとする。

- 2 総務大臣は、第一項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定し、並びに前項おむね三百メートルの地域を、当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。総務大臣は、前項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するときは、当該 対象 政党事 務 所 の敷 地 及び その 周囲 お
- 3 、象施設周辺地域を指定しようとするときは、 あらかじめ、 警察庁長官と協議 しなければならない。 の規定により当該対象政党事務所に係

対象政党事務所の名称、 対象政党事務所及び当該 所在地及び敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならな 以対象政 党事務所の敷地 並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定する場合に 旨

4

- 5 届け出なければならない。 ·指定された対象政党事務所が衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなったときは、直ちにその旨を総務大臣に 第一項の規定によりその主たる事務所が対象政党事務所として指定された政党(次項において「対象政党」という。)は、第一項の規定によ
- 6 地域の指定を解除しなければならない。 の主たる事務所でなくなったときは、直ちに当該対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺 『域の指定の解除の要請があったとき又は第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員若しくは参議院議員が所属している政党総務大臣は、対象政党から当該対象政党に係る対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺
- 旨を官報で告示しなければならない。 総務大臣は、対象政党事務所及び当該 対象政党事務所の 敷 地 並 びに当該対象政党事務所に 係る対象施設周 辺地域の 指定を解除し たとき は、 そ

## 対象外国公館等の指定等)

あると認めるものを、対象外国公館等として指定することができる。この場合において、外務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又は区人」という。)の所在する場所のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要で 事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びに別表に定める外国要人(以下この条において単に「外国要五条)外務大臣は、外交関係に関するウィーン条約第一条[]に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条1]に規定する領 域を指定するものとする。

- 域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。外務大臣は、前項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するときは、当該対象外国 公館等の 敷地 又は区
- るものとする。 公館等の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定す外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国
- 公館等に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、 外務大臣は、 第一項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、 警察庁長官と協議しなければならない 並びに第二 項 (n) 規定により当該対象外国
- 5 その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象 、国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、 :対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺 その旨及び期間)並びに当該対象外 国公館等の名 称、 所在地 及び敷地又は区 地域を指定する場合には 域 並びに当
- 6 は、 対象外国 公館等及び当該対象外国 [公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国 公館等に係る対象施設周 辺 地 域に つい てその指 定

必要がなくなったと認めるときは、 直ちに当該 指定を解除し なけ れ ば なら

7 第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

8 きは、その旨を官報で告示しなければならない。 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並び に当該対象外国 公館等に係る対象施設周 辺 地 域 の指定を解除

### 象防衛関係施 の指

る危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象防衛関係施設として指定することができる。この場合において、防衛大臣は、における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行によ示条 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 併せて当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係 施 設  $\mathcal{O}$ 敷地

3 防衛大臣は、第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該:又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。 対 象防

4 合には、その旨並びに当該対象防衛関係施設の名称、 衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定 所在地及び敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を官報で告 警察庁長官と協議しなければならない。 でする場

5 - 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。 指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。 - 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域についてその

6

示しなければならない。

7

たときは、その旨を官報で告示しなければならない。 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周 辺地域の指定を解:

## (象原子力事業所の指定等)

第七条 要であると認めるものを、対象原子力事業所として指定することができる。この場合において、国家公安委員会は、併せて当該対象原子力事業のあるものとして政令で定めるもののうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれに不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。以下この項において同じ。)の対象 国家公安委員会は、原子力事業所であってテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会 地又は区域を指定するものとする。

家公安委員会は、 前項の規定により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するときは、 当該対象原子力事業所

2

- 3 7象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を指定しようとする場合であって、当該対象施設周辺地域が海域を含むときは、あらかじめ、海上保国家公安委員会は、第一項の規定により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該2敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。
- する場合には、その旨並びに当該対象原子力事業所の名称、所国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事 報で告示しなければならない。 |在地及び敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を官業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を指定

安庁長官と協議しなければならない。

- 5 象 施 設周 辺 地 域 つい
- 6
- 7 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。 院したときは、その旨を官報で告示しなければならない。 象施 設周 辺 地 域 0 指 定

第八条 域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。された敷地及び区域をいう。以下同じ。)及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象施設、対象施設代条(国は、対象施設、対象施設の指定敷地等(第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一(対象施設等の周知) 対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地六条第一項又は前条第一項の規定により指定

九条 何-設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止

- 第九条 2 等 が上 空に お いて 行うも
- 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行 7の飛行
- 第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であって、当該通轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならない。ただし、 :の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 ·を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、 .定める者への通報については防衛省令)で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管 前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規 則 (第二号に定める者 への通 報 については 当該小型無人機等の飛 玉 1土交通
- 一項 (第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺 地域 皇宮警察

不部長

- 第二条第一項第三号に掲げる対象施設(自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十二条第二項において同じ。海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長 |地域 | 当該対象施設の管理者 に係る対象施設

## (対象施設の安全の確保のための措

- を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。 飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険、十条、警察官は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の
- とまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行 いために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるい「前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいな

妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

- 該対象施設周辺地域」と、前二項中「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。)が」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当する。この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行(当該自前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官並びに第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官の職務の執行について準用 ける当該自衛官の職務の執行にあっては、警察庁長官及び海上保安庁長官)に協議して定めるところにより、行うときに限る」と読み替えるも当該自衛官の職務の執行にあっては、警察官及び海上保安官)がその場にいない場合において、防衛大臣が警察庁長官(海域及びその上空にお 及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあっては、警察官(海域及びその上空における とする。
- (前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しな国又は地方公共団体は、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者 ればならない。

その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。第十一条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は国家公安委員会規則で、

- 第十二条 以下の罰金に処する。 第九条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、 年以下の懲役又は五十万円
- 2 第十条第一項の規定による警察官の命令 (同条第三項において準用する同条第 項の規定による皇宮護衛官、 海上保安官又は第二条第 項

三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官の命令を含む。 に違 反し た者 は、 年 以下 の懲役又は五 十万円以下 . (7) 罰 金

及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)〇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 地位に関 する協定

規定により、合衆国軍隊又は国際連合の軍隊が使用する飛行場 十八条第一項の規定は、適用しない。 定により、合衆国軍隊又は国際連合の軍隊が使用する飛行場及び航空保安施設については、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三(以下「合衆国軍協定」という。)第二条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍協定」という。)第五条の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、 定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国 連 軍協

前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第六章の規定は、政令で定めるものを除き、適用て同条の規定を適用するとしたならば当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。)の規定は、適用しない。 第百二十六条第二項、第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十二条の二並びに第百三十四条の三(当該者につい

○自衛 隊 法 昭 和二十九 年法律第百六十五号)

3

第 元十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第九条第三項第三号に(対象施設の安全の確保のための権限)

第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設につ条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第百三十二条、第百三十二条の二第五号から第十号まで並びに第百三十四条第一項及び第百七条(航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五(航空法等の適用除外) いては、適用しない。

設置又は第四十三条第一項の施設の変更」とあるのは 第四十条(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の告示」とあるのは「防衛大臣の告示」と、同法第五十条第一項中航空法第四十九条から第五十一条までの規定は、自衛隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九 「当該空港の設置又は変更」と読み替えるものとする。 同法第四十九条第一項中「 「当該空港

適用しない。

- 3 を除く。)の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。 0 用する航 空機及びその 航空機に乗り組 んで運航に従 事する者に 0 いて の航空法第六章 第 項 の規定により 適 用を除外される規定
- 規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第百三十四条の三第一項の 六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条 第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条(第一項第三号に係る部分に限る。)及び第百三十四条の三第一項の規定は、航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条 第八十二条の二、 第七十
- 5 を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

  「佐事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。
- 6
- 事故等(自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機との間に発生したものを除く。)については、適用しない。 運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二条第二。 防衛大臣は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ国土交通大臣と協議するものとする。 0) 航空
- 8 輸安全委員会に提供するものとする。 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報を運

### ○住民基本台帳法 (昭 和四 十二年法律第八十一 号) (抄)

別表第一 (第三十条の九、 第三十条の二十三、第三十条の二十八、 第三十条の三十関係

(略)				百十八 国土交通省	(略)	提供を受ける国の機関又は法人
(略)	あつて総務省令で定めるもの	航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一早	登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二条の航空従	宋の新規登録、同法第七条の変	(略)	事 務

○関西 |際空港及び大阪国際空港の一 体 的 か 0 効率 的な設置及び管理に関する法律 (平成二十三年法律第五 + ·四号)

## 0

空港運営権者が第九条第一項第二号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第三条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。 空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「 整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第二項中「空港等又規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、 ·第五十四号)第二十九条第二項に規定する空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)」と、「当該施設」とあるのは「、同法第一条に1又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法 空港運営権者が特定空港運営事業を実施 する場合に おける航空法 の規定の適用につ いては、 法第四十七条第一 項 中一 同法第百三十四 「空港等 の設

間 0) 能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 (平成二十五年法律第六十七号)

2

及び第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは、

「空港運営権者」とする。

同法第五

十四条

国管理空港運 いての航空法第五十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「第四十七条第)営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港及び空港航空保安施設 一項、第四十七条の三、第四十九条」(当該国管理空港特定運営事業に係る

- 等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者(以下「国管理空港運営権者」という。)」と、「当該施設」とあるのは「、空港場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営・航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。このとあるのは、「第四十九条」とし、同条第二項の規定は、適用しない。 三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業
- 3 航空法第五十四条の規定は、第二条第五項第二号に掲げる事業を含む[管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。 3国管理· 空港特定運 営事 業を実施する国管理空港 運営権者につい て準用す
- 施行を確保するため必要があるときは、国管理空港運営権者に対し、空港又は空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定 日土 交通: 大臣は、 第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第三項において準用する同法第五十四条の規

5

4

- 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。ている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が が設置され

6 **弗五項の権限は、**別項の場合には、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (の特例)

空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」 定運営事業に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特十七号)第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者(以下「地方管理空港運営権者」という。)」と、「当該施設」とあるのは「、空港 「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十二条(地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中

いては、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第百四十八条の二中「航空保安施設の設置・地方管理空港運営権者が第二条第六項第二号に掲げる事業を含む地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用につのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。 者」とあるのは「地方管理空港運営権者の役員又は職員」とする。

項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで、空港(第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程(第七条第二年)第七条第二項において準用する航空法第四十七条第二項の規定又は第七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。第十七条次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。 第七条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。[法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であって、国土交通大臣が設置するものを含む。)の管理を行ったとき。

第七条第五項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

七六五四三 第八条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届第八条第二項において準用する空港法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。 出をし た着陸料等によらない

第八条第二項において準用する空港法第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を収受したとき。 一項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたとき。

陳述せず、 第八条第二項において準用する空港法第三十二条第二項 若しくは虚偽の陳述をしたとき。  $\hat{O}$ 規 定による立入り若しくは検査 を 拒 み、 妨げ、 若しくは忌 避 į 又 は 質問

用 業に係る航 [の準]

港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第百四十八条第四号」とあるのは「この条」と、「空設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港(空港」とあるのは「民間航空専用施設(共用空港」と、「、 条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二(見出しを含む。)及び第四十七条の三第一項中「空港保規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同専用施設(以下「民間航空専用施設」という。)に」と、「当該施設」とあるのは「、民間航空専用施設及び同法附則第二条第一項第三号イに 」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、 安管理規程」とあるのは「民間航空専用施設保安管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の する共用空港運営権者(以下「共用空港運営権者」という。)」と、「空港に」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空 場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第六条 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この 項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定

- 3 2 ことができる 3 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定は、附則第三条第二号に掲げる事業を含む共用空港特定運営事業を実施する共用空港運営権者について準用する。て準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四条におい 施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求める
- 5 施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安、国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第二項において準用する同法第五十四条の規 5四項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。5項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6

第九条 |則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第二項の規定又は附則第六条第四項の規定による検査を拒み、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、 百万円以下の罰金に処する。 妨げ、 又は忌避したと

ものを含む。)の管理を行ったとき。設(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であって、設(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であって、 %程(附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。)によらないで、民間航空専用施附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設保安管理 国土交通大臣が設置する

※ 右の法律の規定は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(今期常会提出)に○国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)(抄) より改正された後 のも

られた者に対し、 次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。一〜四 (略)

二 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、一・二 (略) 当該イ からホまでに定める事

当該行為を行う空域及び 期間 並び に当該行為に

ニ 航空法第百三十二条の二第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為使用する無人航空機を特定するために必要な事項 航空法第百三十二条各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及びイ・ロ (略) 当該飛行の方法及び当

うためのものに限る。 

(1)無

電波法第六条第一項第七号通信の相手方及び通信事項当該行為を行う期間

(iii)(ii)(i)

, (vii)(vi)(v)(iv)(iii)(ii)(i)線

無線設備を設置しようとする区域 無線設備を設置しようとする区域

(3)

その他技術実証の実施のために必要な事項安全確保上、環境保全上、社会生活上その他の支障を生ずることなく技術では、(2)iからwまで、w及てwしまし 実証を行うために 遵守すべ

き事

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・ 東京パラリ ンピッ ク 技 大会特別 法 (平成二十七年法律第三十三号)

第三十一条 第二十九条第一 で対象空港に係る対象施設周辺地域にあっては当該対象空港の管理者」とする。 のは「管理者(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会の規定により対象空港として指定された施設(次項において単に「対象空港」という。)並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」との規定により対象空港として指定された施設(次項において単に「対象空港」という。)並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とが象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会・東京パラリンピック等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中等飛行禁止法第八条中では、1000円では、10 域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設7三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第 二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された三十一条(第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項な(対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等)

項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第 対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

○海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)(抄)

第二十八条の二 であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該二十八条の二(海上保安官及び海上保安官補は、本土から遠隔の地にあることその他の理由により警察官が速やかに犯罪に対処することが困難 離島における犯罪に対処することができる。

(略)

○空港法(昭和三十一年法律第八十号)(妳

(定義)

この 法律において「空港」とは、 公共の 用 に供する飛行場 (附則第二条第一 項の 政令で定める飛行場を除く。)をいう。

第十四条 できる。 空港管理者は、 空港の利用者の利便の 向上を図るために必要な協議を行うための協議会 (以下「協議会」という。) を組織することが

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

### 空港管理者

協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の空港管理者が必要と認める者 航空運送事業を経営する者をいう。)その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する

3

5 4 を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。